

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	平成27年8月6日(木) 午前10時00分～午後0時
開 催 場 所	市役所 301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：河津座長、長田副座長、野崎委員、吉富委員、栗原委員、高橋委員、小谷委員、若杉委員、佐藤委員、加藤委員、木下委員、小川委員 欠席者：堀越委員、藤崎委員、大平委員 事務局：健康福祉部長、地域福祉課長、避難行動要支援者計画担当課長、地域福祉課主査(地域福祉グループ)、地域福祉課主任(地域福祉グループ)、コンサルタント(2名)
報 告 事 項	(1) 第3回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について (2) 第3回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他
議 題	(1) 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 15ページ「現況」の内容について表現を修正し、「めざす地域のすがた」の活動拠点について表現の仕方を削除も含め検討し、修正する。 18ページ「コラム」の内容について表現を修正する 30ページ「主な取組」の「(1) 相談窓口の充実」及び「(2) 苦情相談窓口の充実」について、内容を再検討する。 37ページ「取組」の「(2) 公共交通機関の整備とバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進」について、乗り合いタクシーの内容を確認して必要に応じて記載する。 「市民にできること」及び「市内の事業者(所)にできること」の内容に委員の意見を反映できるよう再度検討し、また、両者が対象としている主体を明確にする。 地域福祉計画の素案の第4章第4節については、次回懇談会にて審議を行うこととする。 (2) 次回の開催日は、9月15日(火)午前10時からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、●=事務局)	※ 議事進行前に事務局から配付資料の確認が行われた。 報告事項 (1) 第3回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について【説明要旨】(参考「資料1 第3回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)」) ● 「第3回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)」については、資料1のとおりである。修正などがあれば、本日から一週間程度を目途に事務局までご連絡いただきたい。修正があれば修正の上、会議録(要旨)を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第11条及び第12条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。 (2) 第3回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について【説明要旨】(参考「別紙 第1章 計画の基本的事項(修正)」) ● 前回の懇談会にて、委員の皆様から指摘があった箇所については、

大きく分けて第2章に対するものが3点と第4章に対するものが1点である。

まず、第2章に対する1点目は、第三次地域福祉計画に引き続き、精神障害者の人数カウントは手帳所持者だけでなく、自立支援医療受給者も記載していただきたい旨の指摘があった。

次に、2点目は、発達障害や高次脳機能障害に加えて難病に関するコラムを記載していただきたい旨の指摘があった。

次に、3点目は、障害者差別解消法の施行に伴う所管課の取組内容について、可能であれば計画への記載を検討していただきたい旨の要望があった。

こちらの3点については、現在、障害福祉課と内容を調整中であり、今後、内容を修正させていただくので、ご理解いただきたい。

最後に、第4章に対するものについては、委員からの指摘内容も含めて次の議題に説明させていただくので、その後に審議いただきたいと考えている。

【主な意見等】

- (座長) ただいま、事務局から報告があったが、何か意見等はあるか。
- 特になし。

(3) その他

- 特になし。

【主な意見等】

- 特になし。

議題

(1) 地域福祉計画の素案（第4章）の検討について

【説明要旨】（参考「資料3 資料4 基本計画」、「別紙 地域福祉計画の素案（第4章）へのご意見」、「別紙 第1節 みんなが参加してつくる福祉のまちづくり（差し替え用）」）

- 審議に入る前に委員の皆様から連絡票等によりいただいた意見を本日の配布資料「地域福祉計画の素案（第4章）へのご意見」としてまとめさせていただいたので、こちらから説明する。時間の関係により主要部分のみの説明とさせていただきたい。

まず、第1節のタイトルについて「みんなが参加しているまちづくり」を「みんなが参加してつくる福祉のまちづくり」にしてはどうかと座長より意見をいただいたため、「別紙 第1節 みんなが参加してつくる福祉のまちづくり（差し替え用）」では第1節のタイトルを変更している。

次に、別紙資料の2枚目のコラムをご覧いただきたい。こちらも、座長より意見をいただき、マーカー部分を修正している。当初は互助の説明を記載していたが、公助・共助・自助の3点に変更し、近助の説明を共助の下段に※印で説明を追加している。

次に、「地域福祉計画の素案（第4章）へのご意見」に戻り、2ページをご覧いただきたい。上から一つ目の副籍制度については、委員から意見をいただき、計画素案資料の25ページにコラムとして掲載している。

次に、3ページを割愛させていただき、4ページをご覧いただきたい。上から3つ目の障害者差別解消法の取組については、市の部局マ

ニフェストで公表しており、障害福祉課にて今年度中に職員対応要領を制定する予定であることから、その内容を本計画に盛り込む方向で現在調整中である。

以上が「地域福祉計画の素案（第4章）へのご意見」の説明となり、続いて計画素案の資料について、前回お示しした素案と比較し、変更箇所や修正箇所を中心に説明する。

まず、16ページ「1 さまざまな地域福祉活動や交流の推進」については、「(4) 市民の発想を生かす市政運営と自治会活動及び加入促進の支援」を追加し、「(5) コミュニティ意識の醸成」の内容変更を行っており、連動する形で17ページに記載した主な事業目標を新しく掲げている。

また、「(2) 地域における交流の場・機会の確保」の内容については、例示により高齢者や障害のある人だけを対象とした内容にとらえられないよう、表現を検討すべき旨の意見があったため、3行目に「世代をこえ誰もが参加できるよう」という一文を追加している。

また、「(4) 市民の発想を生かす市政運営と自治会活動及び加入促進の支援」の内容について、自治会は本来自主的に活動するための組織であるため、将来的には補助金なしでも十分やっていたりける自治会活動を目指す一環として表現の修正をしていただきたい旨の意見があり、「各種補助金の交付などにより」と表現が柔らかくなるよう修正している。

続いて、24ページ「1 福祉教育の推進と担い手の育成」については、長期総合計画等との整合を考慮し、「(4) ボランティアの確保とNPO法人などの参画促進」の内容変更を行っている。

次に、27ページ「2 福祉サービス充実の基盤づくり」については、「(3) 地域包括ケアシステムの体制整備」の追加を行っており、連動する形で28ページに記載した主な事業目標を新しく掲げている。

次に、30ページ「3 相談体制・情報提供の充実」については、地域福祉課で行っている市民なやみごと相談と社会福祉協議会に委託して実施している福祉サービス総合支援事業の内容の整理を行い、「(1) 相談窓口の充実」と「(2) 苦情相談窓口の充実」に変更しており、連動する形で31ページに記載した主な事業目標として「市民なやみごと相談窓口の設置」を新しく掲げている。

次に、32ページ「4 保健・医療等の推進」については、長期総合計画等との整合を考慮し、「(5) 特定健康診査等の推進」の内容変更、「(10) 食育の取組」及び「(11) 自殺防止対策の取組」の追加を行っており、連動する形で33ページから34ページに記載した主な事業目標の数値の修正を行い、「ゲートキーパー養成講座」を新しく掲げている。

次に、39ページ「2 安全・安心のまちづくりの推進」については、「(1) 情報提供サービスの推進」の追加、「(5) 避難行動要支援者対策の推進」の内容変更を行っており、連動する形で40ページから41ページに新規の事業目標を掲げ、42ページに避難行動要支援者対策についてのコラムを掲載している。

次に、43ページ「3 支援のための制度の周知等」については、長期総合計画等との整合を考慮し、「(5) 配偶者等からの暴力の防止等による被害者への支援等」の追加を行っており、連動する形で44ページに記載した主な事業目標として「DVに関する庁内連携組織の設置」を新しく掲げている。

なお、43ページ「(4) 虐待防止ネットワークの充実」に代表される虐待への取組内容について、委員の皆様からいただいた子ども家庭支援センター等の関係機関を記載することや、市民にも虐待に対する通報義務がある旨の記載をしていただきたいとの意見を踏まえて、こちらについては、「(4) 虐待防止ネットワークの充実」において、従来より子ども家庭支援センターが主催している要保護児童対策地区協議会を例示していたが、より分かりやすくなるよう「子ども家庭支援センターが主体となる」の一文を追加している。

また、市民の通報義務については、44ページの市民にできること及び市内の事業者（所）にできることにおいて、虐待に対して市民等ができることについて記載している。

続いて、46ページの主な事業目標として「就労移行支援利用者数」について新しく掲げている。

次に、48ページの「2 生活保護受給者への日常生活等支援」については、生活保護受給者への支援と後ほど説明する生活困窮者への支援を分けて記載する方が読む方にとって分かりやすいと考え、「(4) 就労の促進」をこちらに記載することとした。また、併せて主な事業目標もこちらで記載している。

次に、50ページの「3 生活困窮者への自立支援」につきましては、本年4月1日の生活困窮者自立支援法施行に伴う新規の項目となり、地域福祉課で行う取組について記載している。

「(1) 自立に向けた相談支援」、「(2) 自立に向けた就労等支援」及び「(3) 一般就労に向けた支援」が新規の項目であり、連動する形で51ページに記載した主な事業目標として「市民なやみごと相談窓口の設置」を再掲であるが、掲げている。

なお、委員の皆様より4章全般への意見として、「市民にできること」及び「市内の事業者」にできることの表記の仕方について、「～しましょう」という表現が果たして的確なのかとの意見を踏まえて検討した結果、本計画においては、市民等の皆様ができることとして、「～に努める。」や「～のこと。」という表現に変更したので、ご理解いただきたい。

以上、雑駁ではあるが、第4章の説明とさせていただきます。

【主な意見等】

○（座長）私の方からは第1節のタイトルを「みんなが参加しているまちづくり」という現状を現したのから「みんなが参加してつくる福祉のまちづくり」という積極性をもたせたものにした方が良い旨の意見をしている。

また、併せて修正いただいた「現況」の内容が少々読みづらい。前回私が申し上げたのは「隣近所による支え合いを含む共助による」とした方が良いということであった。今の「共助となり近所による支え合うこと」とであると、「共助となり」で区切るように読めてしまう。共助については、社会保険のように大きな国民全体の支え合いから、委員の意見を反映して「隣近所による支え合い」まで含めた幅の広い内容にした方がよいのではと申し上げたのである。「地域の皆が参加して支える」は内容的に重複するので削除し、「隣近所による支え合いを含む福祉のまちづくりが必要となっています。」とした方が良い。

続いて、差し替え資料の18ページについてであるが、「地域の課題に対しては、公的な支援や個人の取組だけでなく、地域の助け合い

や支え合いが重要であり」の部分では共助を強調した内容になっており、続く文では「公助」、「共助」、「自助」の順に出てきているが、文の内容的には「公助」、「自助」、「共助」の順になると思われる。そして、この3つの組み合わせで行うというのが基本的な考え方であるが、これを「重層的」と表現するのが適切かどうか。

加えて、「公助」の内容に「自助だけでは解決できない」とあるが、基本的には「自助」でも「共助」でもできないもの、行政が税金を中心とした財源で、行政の責任において行うサービスのことである。「共助」については、「個人が解決できない問題を」とあるが、個人で解決出来る、出来ないにかかわらず地域の住民同士で助け合うことが共助だと思われるので、この文言は削除でよろしいかと思う。

「自助」については、生活問題は誰にでも生じるものであるから、「生活する上で起こる諸問題」とするか「生活する上での諸問題」とした方が良い。また、自分でお金を払って民間サービスを利用するというのが「自助」であるから、「民間サービスの購入」もしくは「民間サービスの活用」とした方が良い。介護保険では無償のものも含めてケアマネジメントしていることを考慮すると、「民間サービスの活用」がより適切かもしれない。

また、アスタリスクの部分は「近所の助け」ではなく「近所の助け合い」であると思う。

それでは、「1 さまざまな地域活動や交流の推進」の部分について皆様の意見を伺いたい。

- 16ページの取組名(4)の「市制」は誤植であり、正しくは「市政」だと思うがいかがか。
- 指摘のとおりであるため、修正する。
- 座長より「無償の民間サービス」という単語が聞かれたが、そのようなものは存在するのか。
- (座長) ボランティアは含めないということか。民間サービスをどの程度の範囲でとらえるかということだと思う。
- 例えば近所であれば無償のサービスとまでは大げさだが、無償で助け合うことは考えられるが、見ず知らずの人を無償で助けに来る人がいるのか。
- (座長) 例えば一人暮らしの方が給食サービスを受ける時に、昔から行っているもので言えば、材料費だけはいただいて、他の光熱費や調理費、配送費などは無償で行っているスタイルがある。最近では民間のセブンイレブンなどが宅配の事業に参入しているが、そちらは民間サービスである。民間企業にお金を払ってサービスを受けていれば完全な「自助」であり、ボランティア団体が配達してくれる給食サービスは共助と呼ぶのか自助と呼ぶのかということは出てくると思う。
- 公助、互助、自助の3つで十分な気がするのだが、共助があるのがいまひとつ理解できない。
- (座長) もともと行政は、公助、互助、自助という用語を用いていたのだが、互助というお互いの仲間同士の助け合いであるように思われがちであり、もっと開かれた助け合いという意味で、国が「互助」を「共助」に切り替えたというのが福祉の中での流れである。
- そうすると言葉の使い方だけの話ということであるのか。公助で賄われているサービスと無償で賄われているサービスとで線引きをすべきであろうと思う。互助という中途半端なものがからんでくるとややこしく感じる。
- (座長) 社会保険のようなものを含めて共助というと、財源は国民

が負担しているが運営は国である。それは公助とは呼んでいない。基本的には公助とは税金を使って行うものである。共助も社会保険を含めると幅が広いので、もっと身近なところに目を向けて「近助」という言い方もあえてコラムに追加したということである。特に地域福祉計画には、できるだけ自助や共助で賄おうとする考えがある。

- 社会保険制度は公金で賄われているということではないということか。
- (座長) 社会保険制度は国民が負担するという考えである。労災等も有るが、基本的には、年金、医療、介護というのが、国民が等しく負担するという意味での3本柱である。
- 市民の感覚で言えば、支払うのが義務になっているものは「公金」として認識されるのだが。
- 口を挟むようで申し訳ないが、日本の社会保険制度は世界に誇る相互扶助のシステムであると認識している。それをわれわれは当たり前のように受益しているわけであるが、委員がおっしゃったように負担は義務であると思う。その義務を怠ったがゆえに国庫財政がひっ迫しているのであるが。公助は地域福祉と切っても切れない関係であるが、それに依存しないように互助や共助をどう行うかという議論ではないかと思う。このような理解でよろしいか。
- (座長) おっしゃる通りである。介護保険は半分税金を投入しているので社会保険と言い切れない部分があるが、年金や介護保険は「お互いに助け合う」が基本である。税金は納めなければ延滞金が発生するが、社会保険は払えない人の分は税金で穴埋めするという仕組みである。社会保険についても払えない人がたくさんいるという現実がある。元々は自助、共助で賄ってきた部分が、特に共助が崩れてきたことによって公助に負担がかかっている。この流れをもう少し元に戻せないかというのが今の社会が抱えた課題である。こうした大きな問題よりも、地域福祉計画においては、武蔵村山の市民が安心して気持ちよく暮らしていけるように、公助だけでなく自分たちでやれるものはやっつけていこうということが、換言すれば、市民や団体が参画しながら、どういった制度をつくれればよりよい市民生活が送れるのかということが大事である。共助については、「近助」のようなもう少し顔の見える助け合いも積極的に考えつつ、公助、自助、共助という「三助」をいかに上手く組み合わせながら市民生活をつくっていくかが大切である。これらを踏まえてこの表現でよいかということがここでの議題になっている。
- みんなが参加してつくるものは、みんなが理解できるものでなくてはならない。今のままでは内容がシンプルではない。
- (座長) 行政計画はどなたが読んでも分かりやすいということが大事である。ただ今の世の中の仕組みは複雑になっているのでその点についてはどこまで分かりやすくできるかという課題はあると思う。適宜用語解説や注釈をつけるということが基本であると思う。
他に意見のある方はいるか。
- 15ページの「めざす地域のすがた」の2番に「地域福祉活動団体などの活動環境が整い」とあるが、「活動環境」には何を想定しているのか。
- それについては、場所や情報、資源を想定している。
- 日頃から感じているところでは、活動環境が整っているとはとても思えない。もう少し具体的に分かりやすく記載していただけるとよろしいかと思う。

- (座長) 本来、主体は地域福祉活動団体であるから、団体から何が整備されていけばよいのかについて提案をいただくのが理想である。ただ、「活動環境」が先に来てしまっているのが分かりにくくはある。「活動環境」の内容は、後から出てくる「情報」や「コーディネート機能」なのだと思う。本来、活動には活動拠点が必要であり、その拠点をだれが用意できるのかということが課題である。よって活動拠点、情報、コーディネート機能の3つは記載したいところである。
- 私は「活動環境が整い」という部分を削除したほうが良いと思う。客観的な活動環境は存在しえないと思っている。どんなテーマに対しても賛成の人、反対の人、どちらでもよい人、無関心な人がいる。どんなに働きかけても、どちらでもよい人や無関心な人はなかなか変わらない。結局は人の問題である。場所を与えられたとしてもそれを上手く活用するのは人なので、この文言は削除して我々の活動内容についてまずは考える、ということだと思う。
- (座長) おっしゃることはその通りだと思う。無関心層をどうするかという課題についての記載はどうするか。
- 問題はあるが、とりあえずは良い。
- (座長) 「地域福祉団体などの自主的な活動が盛んに行われ、」とすればよいということか。
- そういうことである。
- 確かにそちらの方が文章はすっきりするが、活動環境という言葉はやはり必要で、そこを詳しく説明していただければ分かりよいと思う。
- 分かりやすく表現するのは厳しいと思う。言葉が増えるほどかえって分かりにくくなるだろう。活動環境は誰かが提示するものではなく自分で作っていくしかないものだと思う。
- (座長) 活動環境は内容が幅広いので、何を想定しているのかが分かりかねる。
- 「めざす地域のすがた」にあるように、1が交流、2が基盤の強化、3がネットワークづくりの推進となっており、それらを指しているのが、先ほど委員がおっしゃられたとおり、団体ごとに望ましい活動環境というのは違うので詳細を書くのは難しいと感じている。委員の皆様でも吟味いただければ幸いである。
- (座長) ここで言われているコーディネート機能についても、誰かがコーディネートしてくれるというよりも団体がお互いに連携し合っという形でもよいと考える。コーディネートというと団体が受け身であるように読めてしまうので、本来の活動を表現するには曖昧であると感じる。団体が団体らしく活動できる条件というのは必要だと思うが、全て団体任せで良いかということそうではない。お金や活動拠点の問題などについては市から何らかのサポートがあってよいと思う。この表現については宿題とさせていただきたい。
- この「めざす地域のすがた」はだれが目指しているのか。
- (座長) この懇談会は市民の立場の会である。しかし、計画書の内容に出てくると行政計画になる。
- そうであれば、行政としてこうしたすがたをめざしているということか。
- (座長) 行政としてこう考えているということである。
- 主体が行政なら、活動環境を整えるのも行政なのか。
- 市民と事業者と市の計画として位置付けている計画なので、市だけが目指しているものではない。

- 計画としては最終的には市民の参加を求めているのだと思うので分かりやすくシンプルな計画を望む。市は市民の代表なわけであるから行政が音頭を取るとするのが筋なのではないか。
- (座長) 私はそうは思わない。市民がお金を払って行政を雇っていると理解している。市にお任せではなく、市民も主張を伝え、やるべきことはやるという気構えがないといけない。行政は単独でやるものではなく市民と協働してやっていくものである。それが本来の行政の考えであると理解している。
このように考えると、20ページの「市民にできること」に「近所」的な内容を入れたほうが良い。
- 20ページの「各種ボランティアに積極的に参加する」については、ボランティアを受け入れる場所がないと参加しようがない。一般市民が場所づくりをするというのは困難なことである。まずどこへ行ってよいかもわからないという方が多い。まずはそこからではないか。
- (座長) 今のお話が、どこでだれが何をやっているという情報のことだとするならば、19ページの「市が行うこと」の「(2) 活動推進のための情報の提供」に情報提供が入っている。
- 市報や市民活動センター等で情報を得ることは可能だが、場所づくり、活動拠点づくりが難しい。
- (座長) 現時点では拠点づくりについては触れていないので、活動拠点を市がつくるのかどうか。それだけであると限界があるので、市民で場所を提供してくれる方がいないか呼びかけるのも有効であろうかと思う。場所づくりについては工夫が必要である。
- ボランティアは組織しないとできないものと捉えているのか、共助の中で助け合うことにおけるボランタリティ、という考え方なのか。一人でやるとすれば活動拠点を敢えて設定する必要はないと思われる。
- (座長) おそらく両方である。20ページの「市民にできること」は内容的に寂しい。2つ目については、シルバー世代と団塊の世代の「方々」を「人々」に修正するように求めていたのだが修正されていない。公文書であるのでそのようにしてほしい。能力・技術及び知識を地域で生かすのはシルバー世代と団塊の世代に限ったことでもない。もっと多様な市民の参加の仕方を記載したほうが良い。加えて、今は団塊の世代がシルバー世代になっているので表現を変えたほうが良い。
次に、「2 地域福祉活動の基盤の強化」、「3 活動団体間のネットワークづくりの推進」の部分について皆様の意見を伺いたい。
- 22ページの「市民にできること」の2番目の自治会の活動については、「加入者にとって魅力的な内容にしていくよう努める」は、耳が痛い。これこそが考えてもなかなか答えが得られないものなのである。転入者に自治会への参加を促すと必ず自治会に入るメリットを訊かれる。訊く側は金銭的・物理的メリットを求めているが、それらは自治会で提供できるものではない。この場にいる委員の皆さんにぜひ「魅力的な内容」について意見をお伺いしたい。
- 金銭的メリットがないと自治会に入らないというのは極論であると思う。自治会は人間関係をつくるというのが一番大きいと思う。そうした人間関係を築けるイベントや場を設けることが大切なのではと思う。
- イベントや場を設けても「こういうイベントをやるなら自治会に入

りたい」という人はいない。例えば、サマーフェスティバルを開催し今年3,000名近く延べで参加いただいた。そこで自治会の入会書類を自由に取れるようにしていたが、ほとんど減っていない。他にもいろいろなことを行っているのだが、年間では入るよりも出る人の方が多い。人とのつながりの大切さを未加入者にどう届けるか。自発的に福祉活動をしている人でも自治会に入っていない人もいる。入りたくないという人の中には、自治会がイベントをやりすぎていてそうしたものの役員をやりたくないのでは入らないという人もいれば、以前は「自治会は何もやっていない、それならば自治会など必要ない」と言われていたこともあった。いろいろなことをやらないならやらないで入らない、やっても入らない、どちらにしても入らない。そういう現状をどうやって克服していったらよいのか。自治会に限ったことではなくて、この地域福祉計画を策定するに当たって、全員が自分のこととして考えていただきたい。

- (座長) 今のお話を聞いていると、計画の内容が市民の心に届くかどうかを考えると、別途小冊子等をつくった方が良いのではと感想をもった。私も退職した後は地域団体等に所属して人間関係を築いていきたいと思っている。高齢者の女性は健康上の理由などで外出しないことが多いが、高齢者の男性は健康であるのに閉じこもりがちであることが多い。社会的に生きていく中で誰かの役に立ちたいとか、誰かを愛したい、愛されたいという気持ちがある。そうしたものを踏まえて人間の幸せが成り立っている。こうした内容は計画には盛り込みにくいと思うが、その辺りに目を向けて別途小冊子等にした方が良いと感じた。やめる理由の把握も大事であると思う。
- 一度自治会を辞めた方が、高齢になって「心もとないので加入したい」という人もいれば、「もう高齢になったので卒業したい」といって出ていく人もいる。また、居場所づくりということで望彩茶屋や500円の会費を払ってランチを食べるといっている。さらに今年度市からの補助金で交通弱者のために「ふれあい移動事業」を行う予定である。いろいろやっているが会員は減る一方である。皆さんからお知恵をいただきたい。
- 顔見知りでもない全く新しい人が集まってきていて、そこで自治意識を持ってもらい、とりまとめるというのは非常に難しいと思う。場所としてはまとまっているのでその気になればよい関係が築けると思う。
- (座長) 平成20年に大阪の西区で二人の幼児を餓死させた児童虐待の話があったが、事件のあったマンションはそれをきっかけに「お互いをもっと知り、助け合うべきだ」という意識が高まり、自治会をつくり、イベントをやるようになったそうだ。自治会長をなさっている委員としてはこの「魅力的な」という文言が気になるとは思われるが、22ページの内容については意見等があればお寄せいただくということにし、続く第2節について意見はあるか。
- 26ページの「市民にできること」の1番目「社会福祉協議会主催の行事に参加するなど」について、参加だけでなく社協のメンバーになってもらい主体的に参加してもらうのが一番なのではないか。今一つ積極性に欠ける。社協の代表の委員はどのようにお考えか。
- 私たちとともに参加いただき地域の課題を吸い上げて解決していくというのが理想ではある。しかし、まだまだ社会福祉協議会が認知されていないという状況がある。この「など」の部分に協力が入っていると聞いていたので表裏的には違和感がなかった。社協としても計画

を立てる予定であるので、そこには会員、会費を呼びかける運動やバザー等、具体的な行事を明記して、1人でも多くの参加をいただけるような計画をつくっていきたいと思っている。

- (座長) 「参加」を「協力・参加」とするのは構わないか。
- 構わない。
- (座長) このつくりであると市民がグループをつくと「事業者」の扱いになるのか。
- ボランティアの方の性質というのはまちまちであり、個人での参加であると「市民にできること」に入ると思われるが、ボランティアでも団体に属していたり、NPOのレベルになると「事業者(所)にできること」の性質に近いと考えている。明確な線引きはしていないが、規模によってできることの違いがあると認識している。
- (座長) 事業者となるとお金を取って行っている民間サービスのような印象を受ける。自治体やボランティアはどちらに入るのか。もし「市内の事業者(所)にできること」に該当するのであれば、「市内の事業者(所)、福祉団体にできること」などと表現を変えたほうが良い。「市民にできること」ではすでにあるものにどのように参加するかという受け身の表現だと思う。17ページを見ると、「市内の事業者(所)にできること」は一般企業や介護事業等を行っている施設を対象としているように思う。「市民(地域住民)」よりは「市民(ボランティア団体)」とした方がよいのでは。
- 団体等の住み分けは検討し、分かりやすい表現に努めたい。
- (座長) 「市民にできること」では「グループをつくって主体的に何かする」という視点が抜けている。29ページの「市民にできること」の1番目にある「サービス評価」は市民が積極的にモニタリングをすることなのか、アンケートに回答することなのかによって内容が変わってくると思う。「市内の事業者(所)にできること」の2番目については、社会福祉法上、苦情解決責任者は置かなければならないので「適切な対応に努める」というのは弱い。「積極的な対応に努める」とした方がよいと思われる。他に気づいたことがあれば伺いたい。
- 31ページの「市民にできること」の3番目の「回覧板」は削除し、「自治会の活動を通じて、お互いの顔の見えるような～」へと変更してほしい。
- 修正する。
- 表現についてではないが回覧板は無意味ではないと思う。
- 無意味ではないが必ずしも「フェイス トゥ フェイス」ではなくポストへの投函がほとんどである。
- (座長) 30ページの「(2) 苦情相談窓口の充実」については、以前「苦情・利用相談窓口」となるように提案したが、修正しているのか。
- 説明で申し上げたが、市の策定委員会でもこちらの部分については内容を見直すようにと指摘があったので、「(1) 相談窓口の充実」、「(2) 苦情相談窓口の充実」については再度検討させていただきたい。
- (座長) 「(2) 苦情相談窓口の充実」については、「内容」に「利用しやすくなるように」という文言が入っているために苦情相談と利用相談の2つの内容が入ってしまっているので分かりにくく感じる。
- 31ページの「市内の事業者(所)にできること」の内容について、「ネットワーク化」というのはもちろん大事だが、それぞれの事

業所の協同、あるいは職員の資質についての文言が入るべきだと思う。

- (座長) 時間があまりないのでよろしければ第3節についての意見を伺いたい。42ページの「障害のお持ちの方」を「障がいのある人」に修正するということと、「災害時、あなたの支援を必要としている人がいます!」はもう少しコラムらしく書いてほしいということとを事前の意見提出で申し上げたが、それについては、事務局で対応いただくとの回答であった。
- 37ページの「(2) 公共交通機関の整備とバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進」について、乗り合いタクシー「むらタク」が来年から本格的に運用されるとお話を伺っているので、それについても記載したほうが良いのではないか。
- こちらは各所管課に内容を記載してもらっている部分であるので、再度所管課に確認したい。
- 38ページの「市民にできること」に、唐突に「外出支援ボランティア活動に参加すること」とあるが、やりたければ受け皿があると捉えてよろしいか。
- 所管課に確認させていただきたい。また、ボランティアセンターの代表の方からも意見をいただきたいと思う。現在はそうしたニーズが実際にあって申し込みをすればボランティアは可能なのか。
- 今のボランティアセンターは、ボランティアをしたい個人に何ができるのかを登録いただいてデータベース化しており、「~できる人が必要である」との連絡をいただいた後にニーズに合う人材につなげるということをしている。
- (座長) 募集はかけているのか。
- それだけに特化した募集はかけていない。
- (座長) 研修を受けなくてもできるボランティアもあるということか。
- ドアからドアまで程度の距離で車いすを押すのであれば、押し方をお教えして、お手伝いいただくということはある。
- 受け皿がなくてやっているのではないかと気がなった。
- (座長) 外出支援ボランティアも注釈等があった方が良い。
- 所管課に確認をとったのち、適切な表記をしたい。
- 39ページの「(4) 自主防災組織の育成支援」について、41ページの「市民にできること」のなかには、防災に関するボランティアのことは触れられていないので、記述があっても良いのではないか。現在、ほとんどの公立高校が「防災宿泊訓練」を実施しているので、高校生がそこでの経験をボランティアに生かせるような仕組みができるとボランティアの輪が広がるのではないか。
- (座長) 41ページの「市民にできること」には若い層がボランティアに参加するという視点を入れるということをお願いしたい。
- 防災安全課と確認しながら表記について検討したい。
- (座長) 本日は時間の関係で第3節までの議論となったが、お気づきの点があれば、またお寄せいただきたい。副座長、何か意見等があればいただきたい。
- (副座長) 人が感じる基準はそれぞれだと思うが、計画本文中にもあった「ノーマライゼーション」という言葉、これ自体が既に、バリアフリーそのものから一步進んだ考え方を基準にしているようである。こうしたことを先取りして、さらにいいものに仕上げていただきたい。

